

# News Release



## 志賀原子力発電所 雨水流入事象に係る止水措置実施計画書の提出について

平成29年3月8日  
北陸電力株式会社

本日（3月8日）、志賀原子力発電所の雨水流入事象に係る止水措置実施計画を取りまとめ、原子力規制委員会へ提出しましたのでお知らせします。

当社は、平成28年9月28日に発生した志賀2号機の原子炉建屋内への雨水流入事象について、同年12月26日に根本原因分析およびその結果を踏まえた再発防止対策とともに志賀1、2号機の原子炉建屋等の貫通部の止水措置の実施状況に関する調査結果を原子力規制委員会へ提出しました。その後、本年2月8日、同委員会より、止水措置を実施していない建屋の貫通部について、止水措置等の実施計画を策定し報告するよう追加指示を受領しました。  
(平成29年2月8日お知らせ済み)

これを受け、本日（3月8日）、志賀1、2号機の原子炉建屋等の止水措置実施計画を取りまとめ、同委員会に提出しました。計画書の概要は別紙のとおりです。

志賀2号機で発生した雨水流入事象において、地域の皆さまには大変なご迷惑とご心配をお掛けしていることにつきまして、心からお詫び申し上げます。

以上

別紙：志賀原子力発電所雨水流入事象に係る止水措置実施計画書の概要

＜参考＞ 志賀原子力発電所雨水流入事象に係る止水措置実施計画書  
<http://www.rikuden.co.jp/info/attach/usui3.pdf> [PDF760KB]

## 志賀原子力発電所雨水流入事象に係る止水措置実施計画書の概要

## 1. 原子力規制委員会からの指示事項（2月8日受領）

- (1) 止水措置を実施していない建屋の貫通部\*について、当該貫通部または全ての外郭貫通部に對し、速やかに止水措置を実施すること。なお、止水措置の実施が完了するまでの間は、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。

※ 当該貫通部の外側にある貫通部（外郭貫通部）の全てに止水措置を実施しているものを除く

- (2) (1)の止水措置を実施することが安全設計上不可能な場合等の特段の合理的理由がある場合は、外部からの浸水に対して止水措置以外の措置を実施することを妨げない。この場合においては、速やかに当該措置を実施することに加え、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を実施するための計画を策定し、3月8日までに原子力規制委員会に報告すること

## 2. 計画書の概要

## (1) 止水措置を実施していない建屋貫通部の数

12月報告時に止水性能がないと報告していた貫通部で、報告後に止水措置工事が完了した貫通部及び止水性能があると判断した貫通部を反映

|     | 建屋       | 止水措置をしていない貫通部の箇所数<br>(12月報告) | 12月報告後に止水措置工事が完了した貫通部の箇所数 | 12月報告後に止水性能があると判断した貫通部の箇所数 | 止水措置をしていない貫通部の箇所数<br>(今回の報告) |
|-----|----------|------------------------------|---------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 1号機 | 原子炉建屋    | 48                           | 0                         | 3                          | 45                           |
|     | タービン建屋   | 10                           | 0                         | 6                          | 4                            |
|     | 海水熱交換器建屋 | 0                            | 0                         | 0                          | 0                            |
| 2号機 | 原子炉建屋    | 21                           | 4                         | 1                          | 16                           |
|     | タービン建屋   | 5                            | 0                         | 5                          | 0                            |
|     | 海水熱交換器建屋 | 11                           | 11                        | 0                          | 0                            |

## (2) 貫通部の止水措置方法及び実施計画

今後、止水措置が必要となる貫通部の措置内容及び実施計画は以下の通り。

|     | 建屋       | 止水措置をしていない貫通部の箇所数<br>(今回の報告) | 止水措置(方法)                                     | 実施計画                        |
|-----|----------|------------------------------|--|-----------------------------|
| 1号機 | 原子炉建屋    | 45                           | ・ゴムパッキンによる止水<br>・水密シール材による止水<br>・ラバーブーツによる止水 | 平成29年4月着手<br>平成30年3月完了予定    |
|     | タービン建屋   | 4                            | ・水密シール材による止水<br>・ラバーブーツによる止水                 |                             |
|     | 海水熱交換器建屋 | 0                            | —  |                             |
| 2号機 | 原子炉建屋    | 16                           | ・水密シール材による止水<br>・シリコンゴムによる止水                 | 平成28年12月着手済<br>平成29年12月完了予定 |
|     | タービン建屋   | 0                            | —  |                             |
|     | 海水熱交換器建屋 | 0                            | —  |                             |

## (3) 止水措置を実施するまでの監視体制

止水措置が完了するまでは、トレンチ内の水位検出器（水位高で警報発報）や排水ポンプの運転状態（運転回数・運転間隔）を中央制御室で監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、浸水を防止する応急処置を行う。

以上